

地区懇談会を開催します

～ 住みよいまちづくりについて市長と話そう ～



▲昨年のタウンミーティング

市では、「自立・共生・協働」を基本理念として、誰もが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよいまち」を目指してまちづくりに取り組んでいます。

そこで、市長が直接市民の皆さんと話し合う「地区懇談会」を開催し、地区の課題を伺うとともに、新しいまちづくりや地域の将来に対する意見・提案をいただきます。

よりよいまちづくりを実現するために、多くの方の参加をお待ちしております。

＜問い合わせ先＞

企画課企画調整班 ☎62-5307

地区懇談会開催日程

時間 午後7時から9時まで（受付は開始30分前から行います。）

開催日	開催場所	開催日	開催場所
9月26日(金)	鶴巻小学校体育館	10月7日(火)	矢指小学校体育館
9月29日(月)	滝郷小学校体育館	10月9日(木)	富浦小学校体育館
9月30日(火)	嚶鳴小学校体育館	10月14日(火)	共和小学校体育館
10月3日(金)	干潟小学校体育館	10月16日(木)	中央小学校体育館
10月4日(土)	琴田小学校体育館	10月20日(月)	飯岡小学校体育館
10月6日(月)	豊畑小学校体育館	10月21日(火)	三川小学校体育館

※干潟地域については、日程・会場を調整中のため、後日お知らせします。

農地転用を予定している皆さんへ

農振除外申請等手続きを一時停止します

～農業振興地域整備計画の見直し～

市では、合併後も旧1市3町ごとに作成されていた農業振興地域整備計画を「旭市農業振興地域整備計画」として一本化するため、約1年半をかけて計画全体の見直しを行います。この間は、農振除外・軽微変更申請の受け付けはできませんので、現在、具体的な事業計画のある方は、9月30日までに申請手続きを行ってください。

●計画の見直し期間（農振除外・軽微変更申請の受け付けはできません）

10月1日～平成22年2月

●農振除外、農地転用とは…

農業振興地域（農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域）で農用地区域の指定がされている土地を農地以外（住宅・駐車場・倉庫等）の用途に変更する場合は、農用地区域からの除外手続（農振除外）と農地転用の許可が必要になります。

●農振除外の要件

農振除外をするためには、次の要件を満たさなければなりませんので土地の選定は十分ご検討ください。

- ①農用地区域以外に利用できる土地がなく、必要性が認められること
- ②農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の



土地利用に支障が生じないこと

- ③土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと
- ④土地改良事業などを行った区域内では、事業が完了してから8年以上経過していること
- ⑤農地法等、必要な法令の許可（見込み）があること

なお、農振除外等の許可は、農業振興地域の見直しに含めて審査しますので、作業の進捗状況により遅れる場合があります。

受付の再開は、平成22年3月からを予定しています。

＜申請・問い合わせ先＞

農水産課農業基盤整備班（干潟支所内）

☎68-1173